追　加　資　料
平成２１年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２１年１１月２６日開催

担当地域包括支援センターの変更について

地域包括支援センターの圏域担当は、中学校区を単位とした日常生活圏域を基本としていますが、区割りと中学校区のねじれから、生活実態と離れた地域包括支援センターが担当する状況の地域があります。特に、以下の地域については、日常生活圏域及び地域包括支援センター担当の変更を要するものと考えます。

日常生活圏域の変更は、介護保険事業計画の変更の可能性もあることから、策定委員会の所管となります。計画の変更が必要かについては新潟県と調整を行っている段階です。

今回は、情報提供とご意見をお聞きし、次回の策定委員会に議案として提案したいと考えています。

記

変更対象　　中央区高美町

現　　状　　・曽野木中学校区となっているが、小・中一部認可地域の指定で中央区の鳥屋野小学校・上山中学校に通学している
・民生委員・児童委員についても中央区の委員が担当している
・自治会協議会も中央区である
・自治会からも日常生活圏域の見直しの要望が出ている

変更時期　　平成22年4月1日

担当地域包括支援センターの変更

変　更　後	現　　行
新潟市地域包括支援センター　姥ヶ山	新潟市地域包括支援センター　曽野木両川

日常生活圏域の変更

変　更　後	現　　行
鳥屋野・上山・山潟中学校区	曽野木・両川中学校区

※日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、人口や交通事情などの地理的・社会的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況などを勘案し、市町村が設定しています。

本市の日常生活圏域の主な考え方
- 日常生活圏域と地域包括支援センターの圏域は、基本的に一致させること。
- 中学校区を基本的な単位とすること。
- 圏域の人口は、基本的には3万人くらいの規模を目安とすること。
- 圏域面積の大小はサービス享受の公平性にも関連があることから、面積が狭い場合は人口規模がある程度大きくなる圏域が生じること、郊外部においては、地形や近隣校区との距離等の関係から人口要件を満たさない圏域が生じることもあり、地理的条件等を勘案した弾力的な設定も可能とすること。

この図面は、「新潟市地理情報システム」で作成したものです。
地籍図（家屋図）、課税の資料等を目的に作成したものではありません。権利関係（土地利用）や道路や橋梁面図、現況の概要を図化したもので市道路線とは異なります。境界確認については結びや、市道等線の属性を表示した場合、守秘義務等の問題があるために市役所内部以外は結び印刷（出力）できません。
作成日時：2009/11/24 13:32:32　管理サーバ：219